後期高齢者医療制度のお知らせ

令和5年度の保険料の額を7月中にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和5年度の1年間の保険料の額や、お支払い方法についての通知書を、7月中に送付します。

●保険料の計算のもとになるのは

令和5年度の保険料は、令和4年中の所得をもとに計算されます。

●保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されている方は、その金額を年金から直接お支払いいただきます。 「普通徴収」の欄に金額が記載されている方は、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

8月1日から有効の新しい被保険者証を7月中にお送りします

●8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です

更新に伴い、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で発送します。 8月1日以降は、新しい被保険者証をお使いください。 (有効期限をお確かめください。)

●マイナンバーカードを被保険者証としてご利用いただけます

マイナンバーカードをお持ちで、被保険者証としての事前利用登録がお済みの 方はお届けする被保険者証に代えて、マイナンバーカードをご利用いただけます。

※利用可能な医療機関・薬局は厚生労働省のホームページまたは被保険者証に同 封して郵送するリーフレットをご覧ください。



厚生労働省 ホームページ



になります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」を更新します

● 「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」とは

入院時や、高額な外来診療を受けるときに、医療機関の窓□で「限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者の方は「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関の窓□でのお支払いの上限が限度額までとなり、さらに非課税世帯の方は入院時食事代が減額されます。

●対象となる被保険者の方

限度額適用・標準負担額減額認定証 令和5年度の住民税(町・県民税)が世帯全員非課税の方限度額適用認定証 令和5年度の住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方

●手続き方法

- ①昨年から引き続き対象の方: 新しい被保険者証に同封して郵送します。(申請手続きは不要です)
- ②対象となる方で認定証をお持ちでない方:被保険者証と個人番号(マイナンバー)がわかる書類をご持参のうえ、 住民課保険年金担当で申請してください。

※オンライン資格確認に対応した医療機関・薬局では、認定証をお持ちでなくても対応可能です。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当

☎ 0748-52-6584

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-522-3013

8月1日から有効の新しい 介護保険負担割合証を送付しました

険のサービスを利用した際の利用者 負担割合証」を送付しました。 を受けている方全員に、「介護保険 6月下旬に、要介護(要支援)認定 介護保険負担割合証には、介護保

3割です(一定以上の所得のある方 割合や適用期間などの記載事項をご す)。お手元に届きましたら、 は、2割または3割負担となりま 負担の割合が記載されています。 利用者負担は、1割、2割または

必ずサービス事業者にご提示くだ 介護サービスを利用するときには、 者の負担割合を確認されますので、 護保険負担割合証をもとに、利用 介護サービスの事業者は、この介





※負担割合証は、薄い緑色です。

ご自身の負担割合(1割、2割または3割)が

記載されています。

令和5年XX月XX日

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 滋賀県蒲生郡日野町○○ХХ番地

タロウ

太郎

開始年月日 終了年月日

2 5 3 8 3 1

昭和XX年XX月XX日

適 用 始年月日 令和 5 年 8 月 1 日 了年月日 令和 6 年 7 月 3 1 日

割 合 証

日野町

公

印

のお知らせ F金から

引き続き全額免除または若年 者納付猶予を希望された方は: た方で、申請時に翌年度以降も 全額免除または納付猶予され また、令和4年度に保険料の

◆問い合わせ先

長寿福祉課

高齢者福祉介護担当

☎ 0748-52-6501

介 護

番 号

住 所

Æ

利用者負担の割

1

保険者番号並

びに保険者の

名称及び印

交付年月日

名 日野

保 険 負 担

> 申請手続きが不要です。(退職 更があった場合には、改めて申 された場合や世帯構成等に変 や被災等の特別な事情で承認 請手続きが必要です。

申請により保険料の納付が免除ま 険料を納めることが困難な場合に、

たは猶予される制度があります。

ご相談ください

国民年金には、経済的な理由で保

围

民年金保険料の納付が困難な場合は

①保険料申請免除制度

③学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得

月から翌年6月までです。 す。承認期間は、原則としてフ 全額または一部が免除されま 請して承認されると保険料の 所得が一定基準以下の場合、申 本人・配偶者・世帯主の前年

※保険料の一部が免除(4分の1 ります。 免除、半額免除、4分の3免除) なければ未納と同じ扱いにな かった部分の保険料を納付し になる方は、免除に該当しな

②納付猶予制度

ら翌年6月までです。 者の前年所得が一定基準以下 承認期間は、原則として7月か 保険料の納付が猶予されます。 の場合、申請して承認されると 50歳未満の方で、本人・配偶

▼問い合わせ先 草津年金事務所 国民年金課

住民課 **☎**0748-52-6584 **☎**077-567-2220 保険年金担当

※各種申請の手続きは申請月の

までです。

原則として4月から翌年3月 が猶予されます。承認期間は、 て承認されると保険料の納付 が一定基準以下の場合、申請し

2年1か月前までさかのぼっ

て申請できます。

※手続きには、基礎年金番号通知

ださい。なお、会社等を退職さ

れた方は、雇用保険被保険者離

書または年金手帳をご持参く

者証を、学生納付特例を申請さ 職票または雇用保険受給資格

れる方は学生証を併せてお持

ちください。

確認ください。

13